



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 10 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 契約検査課
地域医療対策課
企業立地・雇用対策課
観光課
2. 監査の対象期間 令和4年度分
3. 監査の実施期間 令和5年8月25日～令和5年10月10日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・千木良孝之
5. 監査の着眼点及び実施方法
財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。
6. 監査の結果
財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。
しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和5年10月17日(火)までに文書にて報告されたい。
また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【地域医療対策課】

(指摘事項)

(1)収入事務について（現金等取扱事務）

診療所において、委託業者からの「保守点検・修理報告書」の「お客様ご確認署名」欄に、職員の署名ではなく、診療所の領収印を押印していた。

領収印は現金を収納するために用いられるもので、公金を納付したことを証する重要なものである。収納業務以外の業務に使用しないよう十分に注意されたい。

また、領収印の管理・保管が適正に行われていないと、不正な収納が生じるリスクがあることから、現金と同様、金庫に保管する等、管理・保管の徹底を求める。

(2)財産管理について（物品管理）

各診療所において、医薬品等の現在高と帳簿残高の確認ができておらず、適正な在庫管理ができていないものが見受けられた。

診療所における医薬品・診療材料等については、たな卸資産の様な具体的な規定は定められてはいないものの、中津市物品会計規則により物品の適正な管理が求められており、定期的に医薬品等の現在高と帳簿残高の確認を行う等、適正な物品管理を求める。

【観光課】

(指摘事項)

(1)収入事務について

収納した現金は速やかに払込まなければならないとされているが、メイプル耶馬サイクリングロードスタンプラリー不滅のガチャ売上収入の金融機関への払い込みに時間を要しているものが見受けられた。中津市会計事務規則に基づき適切な公金管理を行うよう求める。

(2)支出事務について

- ① スタンプラリー賞品の食事券2,000円を当選者が事業所(店舗)で使用した場合、事業所(店舗)からの請求は2,000円となり、市が事業所(店舗)に2,000円支払うものである。
本件は、当選者が2,250円の飲食に食事券2,000円を利用し、事業所から市に2,250円で請求があり支払っている。食事券2,000円を超える250円分については、利用者(当選者)が支払うものである。
今後は、このような誤りがないよう、事業所(店舗)に対して食事券の取扱いを十分周知するよう徹底されたい。
- ② 中津耶馬溪観光協会補助金において、収支予算書・決算書に補助対象経費と対象外経費が明確化されていなかった。また、収支決算書の金額に誤りが見受けられた。さらに、一般社団法人中津耶馬溪観光協会補助金交付要綱第14条第2項に補助金の返還期日が定められているが、期限内に返還されていなかった。令和3年度財政援助団体の監査でも指摘していることもあり、課内への周知徹底はもとより、中津耶馬溪観光協会への指導も徹底されたい。

(3)その他(支払い遅延)

支払いの遅延が見受けられた。

対価の支払の時期は、市町村が給付の完了の確認又は検査を終了した後、相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については、40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日までに支払わなければならないとされている(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項)。

また、支払が遅延した場合、遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならないとされているが(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条)、遅延利息を支払っていない。延滞金の支払いは市長の専決処分事項で、議会報告等重大な問題になるということを十分認識の上、契約毎の支払期日には十分に注意し、適正な会計事務処理を行われたい。

【契約検査課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【企業立地・雇用対策課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。